

震災後に肺炎患者 4 倍強 石巻周辺、汚泥乾いた 粉じん原因

震災後、宮城県石巻市周辺で肺炎の患者が 4 倍強に増えたことが石巻赤十字病院のまとめでわかった。同病院の肺炎による入院患者は、昨年は 1 日平均 1 人だったが、震災当日の 3 月 11 日から 4 月 20 日まででは 4.5 人に増えた。震災後の患者の 3 分の 2 以上が避難所から来ており、8 割強が 70 歳以上だった。

同病院や東北大などの医師、看護師らが、石巻市と東松島市、女川町の避難所を巡回診療したところ、受診した 1539 人のうち 2 割近い 285 人がせきやのどの痛みを訴えた。

汚泥が乾いて舞っている粉じんには、化学物質やカビ、細菌が含まれ、肺に入って肺炎を発症している。靴や衣服に付着した粉じんが避難所に入り、発症の危険性を高めている。

また、唾液を誤って気管支に飲み込み、肺炎を発症する高齢者も多い。避難所で横になっている時間の長い高齢者が、歯磨きをできずに、細菌が増えた唾液を飲み込むためらしい。十分に栄養をとれないことに

よる体力低下も発症しやすくしている。同病院呼吸器内科部長の矢内勝医師は「体を動かし、体力を維持するのも大切」と話している。

(5 月 25 日付読売新聞)

親権停止 改正民法など参院で可決、 成立

親による児童虐待から子どもを守るため、親権を最長 2 年間停止できるように定める改正民法などが 27 日の参院本会議で全会一致で可決、成立した。期間の定めのない従来の親権喪失制度は親権の回復が難しく「親子関係の修復が不可能になり活用ににくい」と福祉の現場から指摘されていた。より柔軟に運用できる停止制度を創設することで、虐待防止につながる事が期待される。1 年以内に施行する。

改正法は親権規定に「子の利益」を明記し、親権喪失の要件を「虐待または悪意の遺棄」「子の利益を著しく害する」場合に限定。親権停止は「子の利益を害する」場合と、適用を柔軟にした。申し立ては従来の親族、検察官、児相所長に加え、虐待された本人も可能とした。

改正法の活用で、虐待された子を養護施設などが保護した場合、親権を停止させ親子をいったん引き離したうえで、施設などが仲介して親子関係の修復を支援することができる。必要な治療を受けさせない「医療ネグレクト」の場合でも、親権停止中に治療を施すことが可能になる。

また、親権者のいない子どもの法定代理人となる未成年後見人も、必要な場合には複数選任できるようになる。

改正児童福祉法も成立し、児相所長や児童福祉施設長は、保護している子どもの生命や身体安全に関わる緊急時には、実の父母の意に反しても必要な措置がとれることとした。

(5 月 27 日付毎日新聞)

胃ろう 2 割が食べる機能改善 認知症のお年寄り調査

口から食べることが難しくなったお年寄りの認知症患者で、おなかにチューブを通して栄養を入れる胃ろうをすると 2 割は食べる機能が改善することが厚生労働省の研究班の調査でわかった。早期の認知症の人では 3 割だった。こうした調査は過去に例がなく、調査の責任者、国際医療福祉大病院の鈴木裕教授は「患者や家族の判断材料の 1 つになれば」と話す。

全国 53 か所の中核病院で、2006 年 1 月～2008 年 12 月に胃ろうにした認知症患者計 1353 人(平均年齢 81.9 歳)が対象。一時的なものも含め体の状態や食べる機能の変化を調べた。調査が可能だった 1027 人の半数が 2 年 4 か月以上生存していた。食べる機能については、回答があった 961 人の 18% で改善していた。

(5 月 28 日付朝日新聞)

35 度以上 「高温注意情報」新設 熱中症対策で

気象庁は 10 日、最高気温 35 度以上の猛暑日が予想される場合、事前に注意を呼びかける「高温注意情報」を新たに設けると発表した。7 月中旬からスタートさせる。

今夏は福島第一原子力発電所事故の影響を受け、節電で冷房が控えられ、熱中症になる人が増える可能性があるとして、同情報の発表を決めた。同庁は「熱中症の危険をよりはっきり伝えたい」としている。

同情報は、北海道と沖縄を除く地域が対象。関東甲信や東北といった「地方」ごとのほか、「都府県」ごとにも発表する。「地方」は前日の午後 5 時、「都府県」は当日の午前 5 時と同 11 時のいずれかに、該当する地域と予想最高気温を示す。向こう 1 週間で猛暑日が予想される場合も、数日前に「高温に関する気象情報」を出す。

今年 6～8 月の平均気温は、西日本を中心に平年並みか平年以上になることが予想されている。

(6 月 10 日付読売新聞)

自殺者、13 年連続で 3 万人超 政府白書

政府は 10 日午前、2011 年版「自殺対策白書」を閣議決定した。

昨年 1 年間の全国の自殺者が 3 万 1690 人(男性 2 万 2283 人、女性 9407 人)と、13 年連続で 3 万人を超えたことから、菅首相が掲げる「自殺者 3 万人未満」の目標に向け、地域の実情や各世代が抱える問題などに即した効果的な対策が必要だと指摘している。

白書は、警察庁の統計などをもと

に「非正規雇用の増大などを背景に、社会で活躍する若年～中堅層の自殺死亡率が上昇傾向にある」と分析。①職場での心の健康対策の推進、②地域・学校における心の健康づくり推進体制の整備、③多重債務、失業者などに対する相談窓口の整備・充実などに取り組む方針を打ち出した。

(6 月 10 日付読売新聞)

改正介護保険法が成立 24 時間サービス導入

24 時間対応の訪問介護・看護サービスの創設を目玉とする改正介護保険法が、15 日午前、参院本会議で与野党の賛成多数で可決され、成立した。

高齢者が独り暮らしや重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするのが狙い。一部を除き、来年 4 月から施行される。24 時間対応の新サービスは、ヘルパーと看護師が連携して、定期的に利用者を訪問して短時間介護などを行うほか、要請があれば随時駆けつける。

現在、月 4160 円(65 歳以上、全国平均)の保険料の上昇を抑えるため、各都道府県の財政安定化基金を取り崩して、保険料を軽減できるようにした。厚生労働省の試算によると、2012 年度以降の保険料は、それでも月 5000 円程度に上昇する見通しだ。

介護の必要度が低い軽度者向けに、介護予防のためのヘルパー派遣や、配食、見守りなどの生活支援サービスを総合的に提供する制度を、市町村の判断で創設できることも盛り込んだ。

(6 月 15 日付読売新聞)

障害者虐待防止法成立 発見者に通報義務づけ

「障害者虐待防止法」が 17 日午前、参院本会議で全会一致で可決・成立した。家庭や施設、勤務先で虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などに調査や保護を求める内容。埋もれやすい被害の発見と救済に乗り出す法的根拠となる。

同法は虐待の定義を①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放置、⑤経済的虐待の 5 つに分類。「家庭内」の親など養護者、「施設内」の職員、「職場」の上司など使用者による虐待を通報対象とした。通報者は守秘義務違反に問われないと規定。通報を受けた自治体は安全確認や保護、施設や会社への指導や処分、後見人を付けるための家庭裁判所への審判請求などを行う。

家庭内の虐待の通報先は市町村で、被害者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがある場合、市町村職員は家族の許可がなくても立ち入り調査できる。施設については通報先の市町村から報告を受けた都道府県が監督権限にもとづき調査し指導、虐待の状況や対応を公表する。職場での虐待は通報先を市町村か都道府県とし、報告を受けた労働局が調査・指導にあたり実態などを公表する。

対応窓口として全自治体に、家族の相談や支援にあたる「市町村虐待防止センター」と、関係機関の調整も行う「都道府県権利擁護センター」を置く。国と自治体は虐待を受けた障害者の自立を支援するほか、市町村は専門的な知識や経験をもつ職員の確保に努める。学校や病院での虐待は通報の対象外。施行は 2012 年 10 月 1 日。

(6 月 17 日付毎日新聞)